

平成 2 年度税制改正の要綱

〔平成 2 年 1 月 12 日〕
閣 議 決 定

新税制の円滑な定着を引き続き推進する中で、消費税について、国民の理解を深め、一層の定着を図る観点から、所要の見直しを行うとともに、当面の政策的要請、課税の適正化に配慮しつつ、土地税制等につき早急に実施すべき措置等を講ずることとし、次のとおり税制改正を行うものとする。

一 消費税の見直し

1 非課税範囲の拡大

次に掲げる資産の譲渡等を非課税する。

- (1) 助産に係る役務の提供
 - (2) 墓地、埋葬等に関する法律第 2 条に規定する埋葬及び火葬の役務の提供
 - (3) 一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付け、修理及び製造請負
 - (4) 社会福祉事業法に規定する第二種社会福祉事業として行われる資産の譲渡等
 - (5) 老人福祉法等に基づく在宅サービスの提供
 - (6) 消費税法別表第一第八号に掲げる教育に係る次の料金を対価とする役務の提供
 入学金
 施設設備費
 学籍証明等手数料
 - (7) 学校教育法に規定する教科用図書（検定済教科書等）の譲渡
 - (8) 住宅の貸付け（一時的に貸し付ける場合等を除く。）
- (注) 上記(1)から(5)までの改正は平成 2 年 7 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等について適用し、(6)から(8)までの改正は平成 2 年 10 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等について適用する。

2 飲食料品に対する小売段階非課税及び特別低税率制度の創設

- (1) 飲食料品小売販売場で行う飲食料品の譲渡を非課税とする。
(注) 上記の「飲食料品小売販売場」とは、飲食料品の譲渡が主として消費者に対して行われる販売場で、その旨を事前に税務署長に届け出たものとする。
- (2) 飲食料品の譲渡（(1)に該当するものを除く。）に係る消費税の税率は、1.5%（現行 3%）とする。
(注) 上記(1)および(2)の「飲食料品」とは、人の飲用又は食用に通常供するもの（酒税法に規定する酒類を除く。）並びにその原料、材料その他その生産の用に供される動物その他の生物及び食品添加物並びにこれらに係る繁殖の用に供される種子その他これに類するものをいい、薬事法第 2 条に規定する医薬品及び医薬部外品は含まない。
 上記(1)及び(2)の改正は、平成 2 年 10 月 1 日以後に行われる飲食料品の譲渡について適用する。

3 その他

- (1) 前課税期間（1 年分）の年税額が 300 万円を超える事業者については、中間申告・納付回数を 3 回（現行 1 回）に改め、原則として前課税期間の年税額の各 4 分の 1 ずつを申告・納付することとする。

- (注) 上記の改正は、平成 2 年 10 月 1 日以後に開始する課税期間について適用する。
- (2) 次に掲げる支出に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除を認めないこととする。
- 交際費等の支出
- 一定の乗用自動車の購入費、賃借料等(一時的に借り受ける場合等の料金を除く。)
- (注) 上記の改正は、平成 2 年 10 月 1 日以後に行われる課税仕入れ等について適用する。
- (3) 簡易課税制度のみなし仕入率を政令事項とする。
- (注) 簡易課税制度、事業者免税点制度等のあり方については、消費税の申告・納付が一巡する平成 2 年 5 月まで
は実態把握を行い、これらの制度をどう見直すか十分検討のうえ提示することとする。
- (4) 消費税の見直しに伴い、平成 2 年度以降、消費税収(国分)を優先して国民福祉のための経費に充てる旨の趣旨規定を設ける。
- (5) 簡易課税制度の選択届出書及び免税事業者の課税選択届出書の提出期限に関し、平成 2 年 12 月 31 日と確定申告書の提出期限のいずれか早い日までにこれらの書類を提出した場合には、同年 7 月 1 日又は 10 月 1 日の属する課税期間からこれらの制度を適用する旨の特例措置を講ずる。
- (6) 課税売上割合に準ずる割合の承認の時期に関し、平成 2 年 7 月 1 日又は 10 月 1 日の属する課税期間の確定申告書の提出期限までに承認を受けた場合には、これらの日の属する課税期間から当該割合を適用する旨の特例措置を講ずる。

二 公的年金等に対する課税

1 公的年金等控除額を次のように引き上げる。

定額控除

	現 行	改 正 案
年齢 65 歳以上の者	80 万円	100 万円
年齢 65 歳未満の者	40 万円	50 万円
最低保障額		

現 行 改 正 案

年齢 65 歳以上の者	120 万円	140 万円
年齢 65 歳未満の者	60 万円	70 万円

2 源泉徴収等を要しない限度額を次のように引き上げる。

現 行 改 正 案

年齢 65 歳以上の者	120 万円	175 万円
年齢 65 歳未満の者	60 万円	105 万円

3 公的年金等に係る源泉徴収の際に公的年金等の金額から控除される控除額の引上げを行う。

(注) 上記 2 及び 3 の改正は、平成 2 年 4 月 1 日以後に支払うべき公的年金等について適用する。

三 土地・住宅税制

1 土 地 税 制

- (1) 超短期所有土地等に係る譲渡益重課制度の適用期限を 2 年延長する。
- (2) 土地等の譲渡に係る長期譲渡所得と短期譲渡所得を所有期間 5 年により区分する特例の適用期限を 2 年延長する。
- なお、建物等の譲渡に係る長期譲渡所得と短期譲渡所得の区分についても土地等と同様に所有期間 5 年により区分することとする。
- (3) 短期所有土地等に係る譲渡益重課制度の適用対象となる土地等の所有期間を 5 年以下とする特例の適用期限を 2 年延長する。

- (4) 特定の事業用資産の買換え（交換）の場合の課税の特例について、その適用対象から所有期間5年以下の土地等の譲渡で土地譲渡益重課制度の適用除外要件を満たさないものを除いた上、個人の場合の特例の適用期限を1年延長する。
- (注) 船舶から船舶への買換え（交換）の場合の課税の特例の適用期限については、5年延長する。
- (5) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、その適用対象に再開発地区計画の区域内において行われる特定の民間再開発事業の用に供するために土地等を譲渡した場合を加えると同時に、特定の民間再開発事業の要件である同事業の施行区域内に確保すべき土地等の範囲に再開発地区計画に定められた二号施設又は地区施設に供するために確保すべき土地等を加えた上、その適用期限を1年延長する。
- (6) 特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を1年延長する。
- (7) 収用等の場合について、特別控除額を5,000万円とする特例の適用期限を1年延長する。
- (8) 特定民間住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用期限を1年延長する。
- (9) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合について、特別控除額を800万円とする特例の適用期限を1年延長する。
- (10) 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物の建設のための買換え（交換）の特例について、その適用対象に再開発地区計画の区域内において行われる特定民間再開発事業の用に供するために土地等を譲渡した場合を加えると同時に、特定民間再開発事業の要件である同事業の施行区域内に確保すべき土地等の範囲に再開発地区計画に定められた二号施設又は地区施設の用に供するために確保すべき土地等を加える。
- (11) 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法により、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法等に規定する大都市地域とみなされる区域内で行われる一定の土地等の譲渡について、収用等の場合の5,000万円特別控除の対象とする等の措置を講ずる。

2 住 宅 税 制

- (1) 住宅取得促進税制について、控除期間を自己の居住の用に供した日の属する年以後6年間（現行5年間）とするとともに、適用対象となる増改築等の工事費用要件を100万円超（現行200万円超）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。
- (注) 上記の改正は、平成2年1月1日以後に自己の居住の用に供する場合について適用する。
- (2) 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限を2年延長する。
- (3) 住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例の適用期限を2年延長する。

四 製品輸入促進税制

卸・小売業者又は製造業者（電気の供給事業者等を含む。）が、輸入促進対象製品の輸入（委託による輸入を含む。）を基準年度に比し1割以上増加させた場合に、次のとおり準備金の積立て又は税額控除若しくは割増償却を認める製品輸入促進税制を創設する。

1 卸・小売業者に対する措置

輸入製品の国内市場開拓に要する費用等の支出に備えるための準備金の積立てを認める。積立限度額は、輸入促進対象製品の輸入金額の対基準年度増加額の100分の20相当額とする。なお、この準備金は翌年から5年間で均等額を取り崩すものとする。

2 製造業者に対する措置

次のいずれかの措置の選択を認める。

- (1) 輸入促進対象製品の輸入金額の対基準年度増加額の 100 分の 5 相当額の特別税額控除(当期の税額の 100 分の 10 (中小企業については 100 分の 15) 相当額を限度とする。)
- (2) 期末において所有する機械装置のうち当期及び前 2 年間に於いて取得したものについて 100 分の 10 (平成 2 年 4 月 1 日以後に取得した輸入促進対象製品については 100 分の 20) の割増償却 (輸入促進対象製品の輸入金額の対基準年度増加額の 100 分の 50 相当額を限度とする。)
- (注) 輸入促進対象製品とは、国際標準貿易商品分類 (SITC) 第 5 部から第 8 部の製品 (機械類、化学工業製品等) のうち、その輸入を促進することが適当であると認められるものをいい、基準年度とは、平成元年度以後輸入促進対象製品の輸入金額が最も多い年度をいう。
- 上記の措置の適用期間は、3 年間とする。

五 租税特別措置の整理合理化等

租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずる。

1 租税特別措置の廃止

次に掲げる特別措置を廃止する。

- (1) 経済社会エネルギー基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除
- (2) 中小企業等海外市場開拓準備金
- (3) 原子力発電工事償却準備金
- (4) 国際花と緑の博覧会出展準備金

2 租税特別措置の縮減合理化等

(1) 税額控除等

試験研究費の額が増加した場合等の特別税額控除制度について、基盤技術開発研究用資産の範囲の見直しを行った上、その適用期限を 3 年延長する。

中小企業技術体化投資促進税制について、対象設備の範囲の見直しを行うとともに、輸入機器に係る償却割合等の 2 割増の特例を廃止した上、その適用期限を 2 年延長する。

(2) 所得控除

技術等海外取引に係る所得の特別控除制度について、特許権等の譲渡等による収入金額に係る控除率を 100 分の 12 (現行 100 分の 22) に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。

(3) 特別償却制度等

公害防止用設備の特別償却制度について、償却割合を 100 分の 20 (現行 100 分の 21) に引き下げる。

廃棄物再生処理用設備の特別償却制度について、償却割合を 100 分の 14 (現行 100 分の 15) に引き下げる。

電線類地中化設備の特別償却制度について、償却割合を 100 分の 14 (現行 100 分の 15) に引き下げる。

特定事業集積促進地域における特定事業用資産の特別償却制度について、次の改正を行う。

イ 償却割合を次のとおりとする。

現 行
100 分の 30 (建物については 100 分の 15)

改 正 案
集積促進計画承認後 3 年以内に取得するものについては 100 分の 30 (建物については 100 分の 15) 同計画承認後 3 年超 5 年以内に取得するものについては 100 分の 24 (建物については 100 分の 12)

ロ 東京都の特別区から特定事業集積促進地域への移転に伴い資産を取得した場合には、一定の要件の下に、集積促進計画の承認から 2 年以内の期間に取得するものに限り、償却割合を 100 分の 36 (建物については 100 分の 8) とする。

八 集積促進計画の承認期限を2年延長する。

農村地域工業等導入地区における工業用機械等の特別償却制度について、対象設備の範囲を縮減した上、実施計画策定期限等を2年延長する。

新築貸家住宅の割増償却制度について、割増率を耐用年数45年以上のものにあつては100分の40(現行100分の50)、耐用年数45年未満のものにあつては100分の24(現行100分の30)にそれぞれ引き下げるとともに、対象となる貸家住宅の範囲の見直しを行った上、その適用期限を平成4年3月31日までとする。

倉庫用建物等の割増償却制度について、割増率を100分の20(現行100分の22)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

登録ホテル業等の減価償却資産の耐用年数の特例制度について、対象設備の範囲を縮減する。

(4) 準備金

海外投資等損失準備金制度について、資源探鉱事業法人の対象事業の範囲に一定の植林事業を加えるとともに、特定産業振興事業法人に係る事業規模要件等の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

証券取引責任準備金制度について、積立率を1株当たり0.23銭(現行0.28銭)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

商品取引責任準備金制度について、積立率を10万分の1(現行10万分の1.2)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

使用済核燃料再処理準備金制度について、当期末使用済核燃料の再処理費用の額の100分の75相当額を累積限度額とする措置を講ずる。

(5) 登録免許税の特例

国有農地の売渡し等に係る所有権の移転登記等に対する税率の軽減措置について、農地法第36条の規定により土地の売渡しを受けた場合の所有権の移転登記に対する軽減税率を1,000分の16(現行1,000分の12)に、農地法第61条又は第74条の2の規定により土地の売渡し又は譲与を受けた場合の所有権の移転登記に対する軽減税率を1,000分の20(現行1,000分の16)に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

農地保有合理化法人が農地等を取得した場合の所有権の移転登記等に対する税率の軽減措置について、所有権の移転登記に対する軽減税率を1,000分の25(現行1,000分の20)に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

森林整備法人の分収育林契約に係る地上権の設定登記に対する税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の18(現行1,000分の16)に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

農業振興地域の整備に関する法律又は集落地域整備法に基づく交換分合により土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の30(現行1,000分の25)に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

次に掲げる勧告等によって法人の設立等が行われる場合の登記に対する税率の軽減措置について、現物出資等に係る不動産の所有権の移転登記に対する軽減税率を1,000分の30(現行1,000分の25)に引き上げた上、口からへまでに係る適用期限を2年延長する。

イ 行政機関の法令の規定に基づく勧告又は指示

ロ 卸売市場法の規定に基づく認定

ハ 漁業再建整備特別措置法の規定に基づく認定

ニ 特定農産加工業経営改善臨時措置法の規定に基づく承認

ホ 中小企業近代化促進法の規定に基づく承認

ヘ 繊維工業構造改善臨時措置法の規定に基づく承認

民間事業者の能力の活用により整備される特定の係留施設に係る土地の所有権の保存登記に対する免税措置について、その対象となる法人の範囲について見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

3 その他

(1) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について、農業協同組合等に委託して売却する生産後1年未満

の肉用牛の対象範囲に肉専用種を加えるとともに、委託売却する農業協同組合等の範囲を肉用子牛生産安定等特別措置法の施行に伴い整備することとした上、その適用期限を5年延長する。

- (2) 単位未満株式の発行人への譲渡について、上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税の適用を認めるほか、有価証券取引税の納付方法を特別徴収による納付とする。
- (注) 上記の改正は、平成2年4月1日以後の上場株式等の譲渡について適用する。
- (3) エネルギー環境の変化に対応する減価償却資産について、2年間の措置として、一定の要件の下に、取得価額の100分の30(海外の生産油田に係る鉱業権等にあつては100分の15)の特別償却と取得価額の100分の7(当該鉱業権等にあつては100分の3.5)の特別税額控除(当期の税額の100分の20相当額を限度とする。)とのいずれかの選択を認めるエネルギー環境変化対応投資促進税制を創設する。
- (4) 中小企業等基盤強化税制について、対象事業の範囲に飲食店業(特定のものを除く。)を加える。
- (5) 民間事業者の能力の活用により整備される特定の施設の特別償却制度について、特定施設の取得等をする特定法人に係る出資要件を緩和した上、その適用期限を2年延長する。
- (6) 特定余暇利用施設の特別償却制度について、対象施設の範囲に遊漁船等利用施設を加える。
- (7) 周波数の有効利用に資する設備について、3年間の措置として、一定の要件の下に、取得価額の100分の30(平成3年度の取得にあつては100分の20、平成4年度の取得にあつては100分の10)の特別償却を認める周波数有効利用設備の特別償却制度を創設する。
- (8) 保険会社等の異常危険準備金制度について、対象となる共済の範囲に農業協同組合連合会の行う賠償責任共済を加える。
- (9) 原子炉等の廃止措置費用の支出に備えるための準備金制度を創設する。
- (10) 新規取得土地等に係る負債の利子の課税の特例制度について、適用除外土地等の範囲に中小企業事業団の行う一定の貸付けを受けて取得した土地等を加える。
- (11) 法人税における利子・配当等に係る所得税額の控除等の特別制度を期限の到来とともに廃止する。
- (12) 計画伐採に係る相続税の延納等の特例について、利子税の割合を年3.6%(現行4.2%)に引き下げる。
- (13) 特定の民間都市開発事業の用に供する土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置について、その対象となる事業を拡充した上、その適用期限を2年延長する。
- (14) コマーシャル・ペーパーに対する印紙税の税率について、1通につき5,000円とする特例措置を講ずる。
- (15) 政治活動に関する寄附に係る寄附金控除の特例の適用期限を5年延長する。
- (16) 次に掲げる特別措置の適用期限を2年延長する。

特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税

山林を現物出資した場合の所得税の納期限の特例

船舶の貸付けに係る国内源泉所得に対する源泉徴収の不適用

低開発地域工業開発地区における工業用機械等の特別償却

半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却

中小漁業構造改善計画に係る漁船の割増償却

中小企業構造改善等準備金(中小企業構造改善準備金、下請中小企業振興準備金、伝統的工芸品産業振興準備金、中小企業知識融合開発準備金)

金属鉱業等鉱害防止準備金

海洋油田・ガス田廃鉱準備金

特定都市鉄道整備準備金

中小企業の貸倒引当金の特例

時効により取得した土地の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減

中小企業者が集団化等のため取得する土地等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

事業協同組合等が公害防止事業団から譲り受けた土地を組合員等に再譲渡する場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

特定の外航船舶等の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減

公的医療機関の開設者等が国立病院等に係る土地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免

許税の免税

特定の輸入石油製品等に対する石油税の免税

特定の国産石油製品に対する石油税の還付

(17) 次に掲げる特別措置の適用期限を1年延長する。

中小企業者等の特定事務用機器の取得価額の損金算入の特例

入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例

六 取引所税

- 1 有価証券及び商品の先物取引の税率を万分の0.1(現行万分の1)に引き下げる。
- 2 有価証券指数等先物取引,金融指標先物取引及び通貨等先物取引を課税対象に加え,取引約定金額を課税標準とし,万分の0.1の税率により課税する。

(注) 米ドル短期金利先物取引及び日本円・米ドル通貨先物取引については,2年間の経過措置として,課税を延期する。

日本円短期金利先物取引の税率については,2年間の経過措置として,万分の0.01とする。

- 3 オプション取引を課税対象に加え,オプション料を課税標準とし,万分の1の税率により課税する。
- 4 賦課課税を特別徴収に改めるほか,所要の規定の整備を行う。

(注)上記の改正は,平成2年10月1日から実施する。

七 その他

- 1 寡婦(寡夫)控除及び寡婦控除の特例加算の適用要件である所得限度額を500万円(現行300万円)に引き上げる。
- 2 個人年金保険料に係る生命保険料控除について,次の措置を講ずる。
 - (1)個人年金保険料に係る生命保険料控除の控除限度額を50,000円(現行5,000円)に引き上げる。(支払個人年金保険料25,000円までの部分については全額,50,000円までの部分についての控除率は2分の1,50,000円を超える部分についての控除率は4分の1とする。)

なお,個人年金保険料について,一般の生命保険料控除は適用しないこととする。

(2)個人年金保険料の対象範囲に,疾病等の特約付年金契約に係る保険料のうち疾病等の特約以外の保険料を加える。

- 3 芸術に関する顕著な貢献を表彰するものとして交付される金品で特定のものについて,所得税を非課税とする。
- 4 非居住者の公的退職年金等に対する源泉課税の対象を拡大した上,当該源泉課税は,支払金額から一定額を控除後に行う。

(注)上記の改正は,平成2年4月1日以後に支払を受けるべき年金等について適用する。

- 5 非居住者又は外国法人の不動産譲渡収入に対し10%の税率による源泉徴収を行う。(個人が居住用に譲り受ける1億円以下の不動産を除く。)

(注)上記の改正は,平成2年4月1日以後に行う不動産の譲渡について適用する。

- 6 繰延資産となる消費税関連ソフトウェアの任意償却の適用期限を1年延長する。
- 7 公益法人等の収益事業の範囲から中小企業事業団の行う中小企業構造の高度化支援事業に対する金銭の貸付業務を除外する。
- 8 一定の精神障害者について,相続税の障害者控除及び贈与税の特別障害者に対する非課税制度を適用する。
- 9 寄附金の損金不算入の特例等及び相続財産を贈与した場合の相続税の非課税制度の対象となる特定公益増進法人等の範囲に,財団法人長寿社会開発センターを加える。
- 10 寄附金の損金不算入の特例等及び相続財産を拠出した場合の相続税の非課税制度の対象となる認定特定公益信託の範囲に,開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする特定公益信託及び自然環境の保全のため野生動植物の保護繁殖に関する特定の業務を行うことを目的とする特定公益信託を加える。

11 減価償却資産の耐用年数について所要の見直しを行う。

八 その他所要の税制の整備を行う

(備考)

以上の税制改正による増減収額は、別表のとおりと見込まれる。

(別表) 平成2年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

(単位億円)

改正事項	平年度	初年度
1. 消費税の非課税範囲の拡大等		
(1) 非課税範囲の拡大	1,480	520
(2) 飲食料品の小売段階非課税及び特別低税率の創設	9,870	3,260
計	11,350	3,780
2. 消費税の仕入税額控除の制限等	2,830	2,910
3. 公的年金等控除額の引上げ	340	400
4. 住宅取得促進税制の拡充	970	-
5. 製品輸入促進税制の創設	870	650
6. 租税特別措置の整理合理化等	160	710
7. その他	590	610
合計	11,130	3,240

(注) 消費税の改正による増減収見込額には、消費譲与税に係るものを含む。

(参考)表1 国民所得に対する租税負担率

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			負 担 率	
		国 税	地方税	計	国 税	計
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%
昭和9～11年度.....	14,372	1,226	629	1,855	8.5	12.9
	億円	億円	億円	億円		
24.....	27,373	6,361	1,424	7,785	23.2	28.4
25.....	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	22.4
30.....	69,733	9,363	3,815	13,178	13.4	18.9
35.....	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	18.9
36.....	160,819	22,269	9,065	31,334	13.8	19.5
37.....	178,933	23,897	10,567	34,464	13.4	19.3
38.....	210,933	27,306	12,129	39,435	12.9	18.7
39.....	240,514	31,592	13,996	45,588	13.1	19.0
40.....	268,270	32,785	15,494	48,279	12.2	18.0
41.....	316,448	36,630	17,686	54,316	11.6	17.2
42.....	375,477	43,946	21,495	65,441	11.7	17.4
43.....	437,209	53,220	25,801	79,021	12.2	18.1
44.....	521,178	64,532	30,902	95,434	12.4	18.3
45.....	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	18.9
46.....	659,105	84,426	42,358	126,784	12.8	19.2
47.....	779,369	103,977	50,044	154,021	13.3	19.8
48.....	958,396	140,473	64,913	205,386	14.7	21.4
49.....	1,124,716	157,544	82,375	239,919	14.0	21.3
50.....	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	18.3
51.....	1,403,972	168,020	95,641	263,661	12.0	18.8
52.....	1,557,032	184,341	110,052	294,393	11.8	18.9
		(208,721)		(331,092)	(12.2)	(19.3)
53.....	1,717,785	232,239	122,371	354,610	13.5	20.6
54.....	1,822,069	249,566	140,315	389,881	13.7	21.4
55.....	1,993,352	283,688	158,938	442,626	14.2	22.2
56.....	2,081,566	304,551	173,255	477,806	14.6	23.0
57.....	2,168,591	320,031	186,286	506,317	14.8	23.3
58.....	2,281,188	341,621	198,413	540,034	15.0	23.7
59.....	2,398,107	367,748	214,939	582,687	15.3	24.3
60.....	2,543,949	391,502	233,165	624,667	15.4	24.6
61.....	2,643,094	428,510	246,282	674,792	16.2	25.5
62.....	2,732,483	478,068	272,040	750,108	17.5	27.5
63.....	2,919,421	521,938	301,169	823,107	17.9	28.2
平成元 補正後.....	3,103,000	565,031	313,650	878,681	18.2	28.3
2 予 算.....	3,269,000	608,203	316,898	925,101	18.6	28.3

(備考) 1. 国税には特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、昭和63年度までは決算額、平成元年度は補正(第2号)後予算額、2年度は予算額によった。なお、昭和53年度のかっこ内は、年度所属区分の改正による増収額を除外した場合である。

2. 地方税は昭和63年度までは決算額、平成元年度及び2年度は見込額である。

表2 直接税及び間接税等の比率

年 度	総 額		直 接 税		間接税等	
		比 率		比 率		比 率
昭和9～11年度.....	百万円 1,226	% 100	百万円 427	% 34.8	百万円 799	% 65.2
	億円		億円		億円	
24.....	6,361	100	3,444	54.1	2,917	45.9
25.....	5,702	100	3,136	55.0	2,566	45.0
30.....	9,363	100	4,811	51.4	4,552	48.6
35.....	18,010	100	9,784	54.3	8,226	45.7
36.....	22,269	100	12,277	55.1	9,992	44.9
37.....	23,897	100	13,815	57.8	10,082	42.2
38.....	27,306	100	15,826	58.0	11,480	42.0
39.....	31,592	100	18,467	58.5	13,125	41.5
40.....	32,785	100	19,416	59.2	13,369	40.8
41.....	36,630	100	21,718	59.3	14,912	40.7
42.....	43,946	100	26,624	60.6	17,322	39.4
43.....	53,220	100	32,826	61.7	20,394	38.3
44.....	64,532	100	41,174	63.8	23,358	36.2
45.....	77,732	100	51,344	66.1	26,388	33.9
46.....	84,426	100	56,559	67.0	27,867	33.0
47.....	103,977	100	70,403	67.7	33,574	32.3
48.....	140,473	100	101,609	72.3	38,864	27.7
49.....	157,544	100	116,497	73.9	41,047	26.1
50.....	145,043	100	100,583	69.3	44,460	30.7
51.....	168,020	100	113,509	67.6	54,511	32.4
52.....	184,341	100	124,985	67.8	59,356	32.2
	(208,721)	(100)	(140,325)	(67.2)	(68,396)	(32.8)
53.....	232,239	100	160,888	69.3	71,351	30.7
54.....	249,566	100	170,827	68.4	78,739	31.6
55.....	283,688	100	201,628	71.1	82,060	28.9
56.....	304,551	100	213,550	70.1	91,001	29.9
57.....	320,031	100	226,446	70.8	93,585	29.2
58.....	341,621	100	242,535	71.0	99,086	29.0
59.....	367,748	100	262,813	71.5	104,935	28.5
60.....	391,502	100	285,170	72.8	106,332	27.2
61.....	428,510	100	313,144	73.1	115,366	26.9
62.....	478,068	100	350,270	73.3	127,798	26.7
63.....	521,938	100	382,228	73.2	139,710	26.8
平成元 補正後.....	565,031	100	415,410	73.5	149,621	26.5
2 予 算.....	608,203	100	431,280	70.9	176,923	29.1

(備考) 1 本表は国税について作成したものである，その範囲等については前掲2表備考1参照。

2 直接税，間接税等の区分は下記による。

直 接 税 所得税，法人税，会社臨時特別税，相続税，富裕税，再評価税，地租，営業収益税，資本利子税，鉱業税，臨時利得税，旧税及び還付税収入

間接税等 直接税以外のもの

表3 主要経済指標の見通し

1 国民総生産	昭和63年度 (実績)	平成元年度 (実績見込み)	平成2年度 (見通し)	対前年度比増減率	
				平成元年度	平成2年度
	名目・兆円	名目・兆円程度	名目・兆円程度	%程度	%程度
民間最終消費支出	211.8	222.8	235.7	5.2	5.8
民間住宅	22.1	23.3	23.9	5.3	2.9
民間企業設備	67.4	77.0	82.8	14.3	7.6
民間在庫品増加	1.7	2.0	2.1	19.0	4.6
政府支出	59.1	62.5	64.0	5.7	2.5
最終消費支出	34.7	36.6	37.7	5.4	3.2
固定資本形成	24.8	25.9	26.3	4.4	1.5
輸出と海外からの所得	49.7	60.4	68.4	21.6	13.2
(控除)輸入と海外への所得	39.2	51.4	59.7	31.0	16.2
国民総生産	372.5	396.5	417.2	6.4	5.2
(同・実質)	-	-	-	4.6	4.0

2 労働・雇用	昭和63年度 (実績)	平成元年度 (実績見込み)	平成2年度 (見通し)	対前年度比増減率	
				平成元年度	平成2年度
	万人	万人程度	万人程度	%程度	%程度
総人口	12,271	12,320	12,365	0.4	0.3
15歳以上人口	9,880	10,005	10,115	1.3	1.1
労働力人口	6,186	6,295	6,355	1.8	1.0
就業者総数	6,036	6,150	6,210	1.9	1.0
雇用者総数	4,572	4,705	4,775	2.9	1.5

3 生産活動	平成元年度 (実績見込み)	平成2年度 (見通し)	4 物 価	平成元年度 (実績見込み)	平成2年度 (見通し)
鉱工業生産指数・増減率	5.0	4.0	総合卸売物価指数・騰落率 消費者物価指数・騰落率	3.5	0.6
農林漁業生産指数・増減率	0.9	0.9		2.7	1.6
国内貨物輸送(トン・キロ)・増減率	5.4	4.2			
国内旅客輸送(人・キロ)・増減率	4.7	4.4			

5 国際収支	昭和63年度 (実績)	平成元年度 (実績見込み)	平成2年度 (見通し)	対前年度比増減率	
				平成元年度	平成2年度
	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度	%程度
経常収支	9.9	8.6	8.0	-	-
貿易収支	12.2	11.4	11.2	-	-
輸出	34.3	39.0	41.8	13.7	7.2
輸入	22.1	27.6	30.6	24.9	10.9

(備考) 上記の諸計数は、現在考えられる内外環境を前提とし、「平成2年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」(平成2年2月28日閣議決定)において表明されている経済運営の下で想定された平成2年度の経済の姿を示すものであり、我が国経済は民間活動がその主体をなすものであること、また、特に国際環境の変化には予見し難い要素が多いことにかんがみ、これらの数字はある程度の幅をもって考えられるべきである。